

2023年3月28日

日本の対中輸出規制 —日本の動向と中国の反応—

弁護士 中川 裕茂 / 弁護士 北村 健一 / 弁護士 張 超鵬

Contents

- I. 2019年の日本の対韓輸出規制
- II. 2022年の日本の対ロシア輸出規制
- III. 日本の対中輸出規制の動向
- IV. 中国本土側の反応

前号(https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins5_pdf/230328_1.pdf)では、半導体産業の構造を踏まえて、2022年10月からの米国の対中半導体規制を中心として解説を行った。本号では、米国の規制強化を踏まえた世界と日本の動向、これらに対する中国側の反応について解説する。

I. 2019年の日本の対韓輸出規制

今後の対中関係を考える上で、日本の韓国に対する輸出管理の見直しの出来事は象徴的であり、参考になる。

1. 概要

日本が半導体に関する輸出規制を行うのは今回が初めてではない。2019年7月から8月にかけて、日本政府は韓国向け輸出管理の運用の見直しについて発表し、「信頼関係の下に輸出管理に取り組むことが困難になっていること、輸出管理をめぐる不適切な事案が発生したこと」と言及の上で、次の各措置を

行った¹。

輸出貿易管理令の運用の変更	レジスト、フッ化水素、フッ化ポリイミドについて、包括輸出許可から個別輸出許可へ切り替え
輸出管理上のカテゴリーの見直し	輸出貿易管理令別表 3 に該当する国(グループ A)からの削除

レジストは半導体の前工程で、ウエハーに回路パターンを転写するために塗布される感光体である。フッ化水素は前工程の内のエッチング及び洗浄工程において用いられる。フッ化ポリイミドは、(半導体ではなく)折り畳み有機 EL ディスプレイの材料に使われる。いずれも日本のメーカーのシェアが高い物資である。

2. 外為法上の位置づけ

(1) 輸出貿易管理令の運用の変更

日本の外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)上、貨物・技術の機微度が比較的低い品目については、輸出及びこれらの関連技術の移転を包括的に許可(一般包括許可²、特別一般包括許可等³)する場合がある(外為法 48 条 1 項、同法 25 条 1 項)⁴。韓国を仕向地とするフッ化ポリイミド、レジスト及びフッ化水素の 3 品目の輸出及びこれらの関連技術の移転は、それまで一般包括許可及び特別一般包括許可の対象であった。

しかし、2019 年 7 月 4 日、「輸出貿易管理令の運用について」等の改正により、韓国を仕向地とする上記 3 品目の輸出及びこれらの関連技術の移転が、一般包括許可及び特別一般包括許可の対象外となり、以降個別許可申請が必要となった。

(2) 輸出管理上のカテゴリーの見直し

日本では、輸出管理の状況に応じて、各国・地域を 4 つのカテゴリーに分類し、利用可能な包括許可などについて異なる扱いをしている。国・地域別カテゴリーは下表のとおりである。

グループ A	輸出貿易管理令(「輸出令」という)別表第 3 の国・地域(4 つの輸出管理レジーム全てに参加し、輸出管理が適正に行われている国)
グループ B	輸出管理レジームに参加し、一定要件を満たす国・地域(グループ A を除く。)。2019 年改正により、韓国はグループ B に該当することになった。
グループ C	グループ A・B・D のいずれにも該当しない国・地域
グループ D	輸出令別表 3 の 2、別表 4 の国・地域

日本の外為法上、輸出令別表第 1 中欄に掲げる貨物を同表下欄に掲げる地域に輸出する際は、経済産業大臣の許可が必要とされている(外為法 48 条 1 項、輸出令 1 条)。このうち、輸出令別表第 1 の 16 の項に掲げる貨物については、輸出令別表第 3 の国・地域(グループ A と呼ばれる)以外の国・地域に輸

¹ [経済産業省による 2019 年 8 月 2 日付ニュースリリース](#)

² 一般包括許可:貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、電子申請を前提とし、輸出令別表第 3 の地域を仕向地とした、一定の品目の輸出を包括的に許可する制度

³ 特別一般包括許可:貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、輸出令別表第 3 の地域を除く地域向けを含んだ一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可する制度

⁴ [経済産業省安全保障貿易管理ウェブサイト](#)

出する場合であって、一定の要件(客観要件・インフォーム要件)⁵を満たす場合には経済産業大臣の許可が必要とされている(いわゆる、キャッチオール規制)⁶。

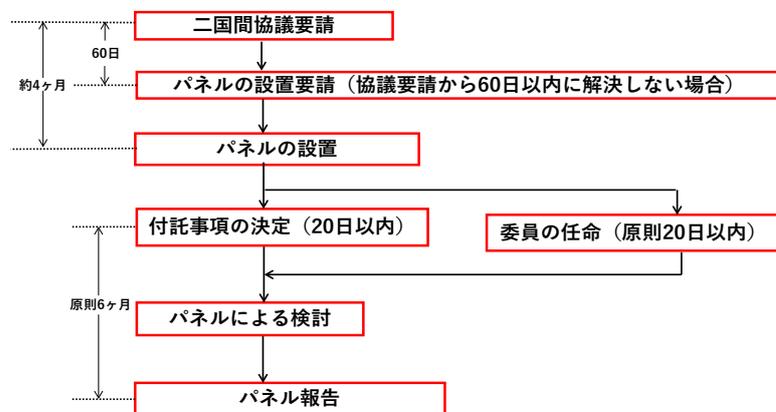
それまで韓国は、輸出令別表第3に掲げる国・地域に含まれていたが、2019年8月28日に輸出令が改正されたことにより、輸出令別表第3に掲げる国・地域から韓国が削除され、グループBに該当することとなった。これにより、韓国はキャッチオール規制が適用されることとなり、仕向地として輸出令別表第1の16の項に掲げる貨物を輸出する場合に、上記各要件を満たす場合には経済産業大臣の許可が必要となった。

また、輸出令別表第1の5から13までの項又は15の項に掲げる貨物のうち、総価格が一定額以下のものを輸出令別表第4に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であっても、一定の要件を満たす場合には経済産業大臣の許可が必要となった(輸出令4条1項4号)。

その他、輸出令別表第3に掲げる国・地域から韓国が削除されたことに伴う影響の概要については、2019年8月7日付『「大韓民国」向け輸出貿易管理に係る取扱いについて』⁷を参照されたい。

3. 韓国による報復措置

2019年9月11日、韓国は、上記2.(1)の措置がWTO協定に非整合的であるとして、同協定に基づく二国間協議を要請した。その後、当該二国間協議により解決しなかったため、2020年7月29日、韓国の要請により紛争処理小委員会(パネル)が設置された⁸。二国間協議要請からパネル報告までの流れは下図のとおりである。



WTO紛争解決制度は二審制であり、第一審はパネルで、第二審は上級委員会で行われ、パネルの法

⁵ 輸出令4条1項3号各号、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令及び輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令参照

⁶ [経済産業省安全保障貿易管理ウェブサイト](#)

⁷ [経済産業省安全保障貿易管理課公表の『「大韓民国」向け輸出貿易管理に係る取扱いについて』](#)

⁸ [WTO | dispute settlement - the disputes - DS 590: Japan -Measures Related to the Exportation of Products and Technology to Korea](#)

的解釈が不服である場合には、上級委員会への申し立てを行うことができる。しかし、現在上級委員会の機能が停止⁹しているため、審理が長期化することが予想されていた。パネルによる検討は原則として非公開であるため、検討の状況は不明であるが、パネル報告は出ていない。

4. 日韓関係の改善による近時の動向

2022年5月10日に尹錫悦氏が第20代の大韓民国大統領に就任し、その後日韓関係の改善が進んでいる。2023年3月6日、日韓両国政府は、2019年7月以前の状態に戻すべく、二国間協議を行うこととし、韓国は、当該協議が行われる間、WTO紛争手続きを中断する旨発表した¹⁰。その後、経済産業省と韓国産業通商資源部が政策対話を行い、日本側は、3月23日、上記の3品目に対する輸出管理の運用見直しを行い、外為法の通達を改正し、同日から適用した。これにより、当該3品目については「特別一般包括許可」の対象に復帰し、個別の審査は不要となった¹¹。また、韓国側は、3月23日、日本側の3品目への措置に対するWTO提訴を取り下げると発表した。一方、輸出管理上のカテゴリー（グループAからの除外措置）の見直しについては、対話が継続されることとされている。

II. 2022年の日本の対ロシア輸出規制

韓国向けの輸出管理の見直しとは異なり、対ロシアの輸出禁止措置は強力な経済制裁の一環として行われており、今後の対中規制を考える上でも参考となる。

1. ロシアへの経済制裁

ロシアによるウクライナ侵攻に伴い、西側諸国がロシアに対して経済制裁を行っており、日本でも、2022年3月以降、相次いで経済制裁を実施している。具体的には、ロシア関係者の資産凍結等、輸出入禁止措置、投資・貸付禁止措置、サービス提供禁止措置等が実施しているが、輸出禁止措置の中には、半導体の輸出規制も含まれている¹²。

2. 半導体輸出規制

2022年3月18日、政府は輸出令を一部改正し、ロシアを仕向地とする、国際輸出管理レジームの対象品目及び軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出の際には、経済産業大臣の許可が必要となった（輸出令2条1項1の4号）。当該対象品目及び汎用品には、半導体及びこれに関する物資も含まれている。具体的には下表のとおりである。

対象品目	具体例
輸出令別表第2の3に掲げる貨物（別表第2の1、20から21の3まで、25、35、37まで、40、41、及び43から45までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）	集積回路、半導体素子、半導体物質、レジスト、フッ化物等

⁹ 上級委員の選出手続きが、加盟国のコンセンサスを得られず停止し、現在上級委員は存在しない状況である。

¹⁰ [経済産業省 2023年3月6日ニュースリリース「日韓の輸出管理に係る発表」](#)

¹¹ [経済産業省 2023年3月23日ニュースリリース「『輸出貿易管理令の運用について』等の一部を改正する通達について（韓国向けの輸出管理制度の見直し）」](#)

¹² ロシア制裁の詳細は、経済産業省のウェブサイト「[対ロシア等制裁関連](#)」及び当事務所の[ニュースレター](#)を参照されたい。

ロシアによるウクライナ侵攻の終わりが見えない中、輸出規制を含めた経済制裁が強化されることが想定される。

III. 日本の対中輸出規制の動向

日本は、米国との間で、「日米商務・産業パートナーシップ(JUCIP)」を 2021 年 11 月 15 日に設立し、特に、半導体、輸出管理、デジタル経済、貿易・投資の 4 分野で協力関係にある。2022 年 5 月の JUCIP の日米閣僚会議では、次のとおり確認している¹³。

半導体

- ✓ 半導体サプライチェーンの強靱性を強化するための共通のビジョン、目的、戦略を明らかにした「半導体協力基本原則」を共同で策定。
- ✓ その基本原則の下で、経済産業省と商務省は、半導体製造能力の多様化、透明性の向上、有事の際の対応、半導体研究開発と労働力開発の強化に係る協力を進める。

輸出管理

- ✓ 輸出管理協力に関する協力計画の共同策定。この協力計画は、現在及び今後にあり得る輸出管理制度の動向、機微なデュアルユース技術、深刻な人権侵害や虐待を助長する目的で利用される可能性のある先端技術に関する技術的協議をさらに強化するものである
- ✓ 産業界にとっての公平な競争条件を維持しつつ、国際安全保障を強化する観点から輸出管理協力を進めるために、2022 年以降に双方が検討すべき具体的な行動を特定すること。これには、ロシアのウクライナに対する不当かつ無謀な侵略を踏まえた、輸出管理制裁の調整における経済産業省と商務省の緊密な協力が含まれる。
- ✓ 経済産業省と商務省との間で議論された輸出管理問題に関する、両国産業界の幅広いステークホルダーから意見を求めるプロセスの共同での開始。

その後、米国商務省産業安全保障局(BIS)及び経済産業省は 2022 年 11 月 30 日/12 月 1 日に日米の輸出管理協力に関する意見・情報を公募¹⁴、意見の集約を行った。そして、日米蘭の 3 カ国高官が 2023 年 1 月 27 日に協議を行った結果、日本政府が先端半導体の対中輸出規制を導入する調整に入ったと報道された。オランダの外国貿易・開発協力相は、「夏前にも輸出制限の対象を広げる」と述べており、これまで既に導入済みの先端品(特に先端半導体の製造に欠かせない極端紫外線(EUV)露光装置)の輸出規制に加え、自動車やコンピューターなどに搭載される汎用半導体の製造に使われることが多い汎用的製造装置も対象に加える方針である。

日本政府が具体的にどのような対中半導体輸出規制を導入するかは、未だ発表されていないが、米蘭の規制に足並みを揃えていくこととなると思われる。

¹³ [「ファクトシート: 日米商務・産業パートナーシップ\(JUCIP\)閣僚会議」\(経済産業省の 2022 年 5 月 4 日付けプレスリリース\)](#)

¹⁴ [「Request for Public Comments Regarding Areas and Priorities for U.S. and Japan Export Control Cooperation for the Japan-U.S. Commercial and Industrial Partnership Export Control Working Group」\(BIS ウェブサイト\)](#)、[「日米の輸出管理協力に関する意見・情報の公募」\(経済産業省ウェブサイト\)](#)

IV. 中国本土側の反応

1. 2022 年 10 月措置に対する反応

2022 年 10 月 7 日に米国が対中半導体輸出規制を発表したのを受け、中国外交部は、翌 8 日に、同輸出規制につき「中国企業への悪意ある封じ込めと抑圧」であると反発し、「世界の産業供給網(サプライチェーン)の安定と世界経済の回復に打撃を与える」と批判した¹⁵。

また、同年 12 月に、中国商務部は、米国による対中半導体輸出規制が不当だとし、WTO に提訴したと発表した¹⁶。上級委が機能停止している WTO への提訴は効果的な手段とはいえないが、スタンスの表明であろう。

また、民間レベルにおいて、中国半導体業界協会(CSIA)も、同年 10 月 13 日に声明を発表し、半導体輸出規制は、「サプライチェーンをさらに損傷させるだけでなく」、「過去数十年間にわたって世界の半導体産業従事者が共同で築き上げてきた相互信頼と友好的な協力の精神に大きな負の影響を与える」とし、米国に、誤ったやり方を速やかに修正するよう呼びかけた¹⁷。

中国側の対抗措置は本稿執筆時点では個人を名宛人にする制裁が多く、内容としては、在中国の資産凍結、中国への入国禁止、中国人や企業との取引を禁止するものが多い。ただ、外国の制裁や措置に対する中国の対抗措置に関するツールとしては、次の法令が存在する。

反外国制裁法	主席令 2021 年第 90 号、2021 年 6 月 10 日公布・施行
信頼できないエンティティ・リスト規定	商務部令 2020 年第 4 号、2020 年 9 月 19 日公布施行
外国の法律及び措置の不当域外適用阻止 弁法	商務部令 2021 年第 1 号、2021 年 1 月 9 日公布施行

これまでのところ、外国制裁法に基づく外国の個人の中国における資産凍結等の措置が多かったが、新しい動きとして、2023 年 2 月 16 日に、「信頼できないエンティティ・リスト規定」に基づき、台湾に対して兵器を売却してきたロッキード・マーティン社及びレイセオン社を信頼できないエンティティ・リストに掲載し、中国に関連する輸出入活動及び中国内での投資活動の禁止に加え、各社の台湾軍に対する販売金額の 2 倍のペナルティ(行政罰)を課した¹⁸。同規定施行から 2.5 年で初めてのリスト掲載であり、注目される動きである。同リスト規定に基づく措置は、反外国制裁法と異なり、ペナルティが課されることに特徴がある。今後、中国が同リスト規定を多用していけば、企業にとっては厄介な存在となる。

2. 米日蘭の協調に対する反応

2023 年 1 月に米日蘭が対中半導体輸出規制に合意したとの報道を受け、中国外交部はこれを「市場ル

¹⁵ [中国、米の半導体輸出規制は「悪意ある封じ込めと抑圧」 - 日本経済新聞 \(nikkei.com\)](#)

¹⁶ [WTO | dispute settlement - the disputes - DS615: United States - Measures on Certain Semiconductor and Other Products, and Related Services and Technologies](#)

[「中国、米国を WTO に提訴 半導体輸出規制で」\(2022 年 12 月 13 日付け日本経済新聞記事\)](#)

¹⁷ [中国半導体業界協会の 2022 年 10 月 7 日付け声明](#)

¹⁸ [中国商務部安全管制局の 2023 年 2 月 16 日付け公告](#)

ールや国際経済貿易秩序を深刻に破壊する」行為とし、「断固として反対する」と表明した¹⁹。また、3月8日にオランダが対中半導体輸出規制を計画していることを発表した²⁰ことに対して、中国外交部は、米国の「横暴で専横な行為」を非難し、「断固として反対する」と反発したが、オランダには「不満を表明し、交渉を申し出た」とどめた²¹。

以上のように、今般の輸出規制の強化に対する中国の反応は、総じて抑制的なものといえよう。一方で、信頼できないエンティリスト規制の適用を開始した現状を考えれば、中国が、日本の対中輸出規制を具体的に公表した場合に、これらの法令を用いたカウンターアクションを採るであろうことは容易に想像できる。

以上

¹⁹ [「中国外務省、日本との『正常な往来』回復に意欲」\(2023年1月30日付け日本経済新聞記事\)](#)
[2023年1月30日付けの外交部スポークスマンの発言](#)

²⁰ [「オランダ、半導体技術の輸出規制強化を発表 米と足並み」\(2023年3月9日付け日本経済新聞記事\)](#)

²¹ [2023年3月9日付けの外交部スポークスマンの発言](#)

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
弁護士 北村 健一 (kenichi.kitamura@amt-law.com)
弁護士 張 超鵬 (chaopeng.zhang@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com